

答 申 第 9 号

平成19年2月27日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づき、平成19年2月9日付け佐市情政第309号により諮問がありました地理情報システムによる個人情報の電子計算機処理については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。